

医療費助成事業のお知らせ

乳幼児等医療費助成制度

ひとり親家庭等医療費助成制度

重度心身障害者医療費助成制度

町では、各医療費助成制度対象者の入院及び通院にかかる医療費について、保険診療分の自己負担額を助成しています。受給資格要件を満たし、まだ申請をされていない方は、お近くの役場窓口にて手続きができます。

	各医療費の助成制度		
	乳幼児等	ひとり親家庭等	重度心身障害者
対象者及び受給資格要件	中学生（満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの方） ※高校生	【親】子を扶養している父または母 【子】満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの方（扶養されている方は20歳に達する月末まで）	・0歳～64歳の方 ・75歳以上の方 ※65歳～74歳の者については、後期高齢者医療保険に加入している場合、資格を取得することができます。
対象範囲	中学生まで：入院・通院 ※高校生：入院のみ	親：入院のみ 子：入院・通院	入院・通院
助成内容	保険診療分の自己負担額を全額助成	【町民税非課税世帯】初診料のみ自己負担 【町民税課税世帯】医療費の1割自己負担（月額上限）入院57,600円、通院18,000円 ※中学生以下の入院・通院及び高校生の入院は、課税・非課税問わず保険診療分の自己負担額を全額助成	

次のいずれかの手帳の交付を受けた者

- ・身体障害者手帳1～2級及び、※3級（※3級は内臓障害のみ）
- ・療育手帳A判定
- ・精神障害福祉手帳1級
- ・重度の知的障害と判定又は診断された者

・受給資格要件

世帯の生計維持者の所得が、下表の所得限度額以内である。

※1月～7月に申請した場合は前々年の所得、8月～12月に申請した場合は前年の所得で判定します。

乳幼児等医療費助成制度		ひとり親家庭等医療費助成制度		重度心身障害者医療費助成制度	
扶養人数	所得限度額	扶養人数	所得限度額	扶養人数	所得限度額
無し	6,220,000円	無し	2,360,000円	無し	6,287,000円
1人	6,600,000円	1人	2,740,000円	1人	6,560,000円
2人	6,980,000円	2人	3,120,000円	2人	6,749,000円

※扶養親族等の数が3人を超えるときは、その超える方1人につき38万円を加算した額とする。

※扶養親族等の数が3人を超えるときは、その超える方1人につき21万3千円を加算した額とする

助成金の申請・制度のお問い合わせは、お近くの役場窓口へ。

問 門別地区／役場住民生活課 保険医療グループ	☎ 01456-2-6182
富川地区／水・くらしサービスセンター	☎ 01456-2-0255
厚賀地区／厚賀出張所	☎ 01456-5-2111
日高地区／総合支所地域住民課 福祉・保険グループ	☎ 01457-6-3173



ストップ・ザ・交通事故死！

—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数	
○発生件数	1件
○死者数	0人
○傷者数	1人
2023年3月31日現在	

横断歩行者に注意して運転！

5月11日（木）～ 5月20日（土）

春の交通安全運動

1. 子どもをはじめとする歩行者の安全の確保
2. 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
3. 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



**ゴールデンウィーク中は
特に交通事故が多くなります！
安全運転を心がけましょう**



シートベルト着けていますか？

全席着用は運転手の責任です！



令和4年度北海道の後部座席のシートベルトの着用率は約45%
 最も高かったのは岐阜県で約65%！！およそ20%の差があります！
 シートベルトを着用して交通事故から、大切な命を守りましょう！

問 役場住民生活課 環境生活・アイヌ政策グループ ☎ 01456-2-6182